

産業廃棄物処分業許可証

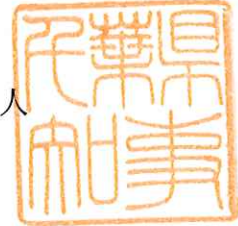
住 所 千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷三丁目5番38号

氏 名 株式会社丸幸

代表取締役 渡邊 均

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和6年3月21日

許可の有効年月日 令和11年1月5日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

破碎、圧縮、破碎・溶融、破碎・圧縮固化、圧縮固化による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

許可証別紙1のとおり

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙2、3、4、5、6、7及び8のとおり

3 許可の条件

- (1) 産業廃棄物の中間処理は、白井市の事業場においては午前7時から午後9時までとし、全ての事業場において処理施設及び建屋等の維持管理を徹底することにより騒音に係る規制基準を遵守すること。
- (2) 産業廃棄物の処理により発生する粉じんについては、施設の維持管理を徹底するとともに、散水等により周辺への飛散を防止すること。
- (3) 圧縮固化した廃プラスチック類等の保管に当たっては、圧縮固化施設における処理量の管理を徹底することにより、保管期間が7日を超えないようにするとともに、保管量が圧縮固化施設の1日当たりの処理能力の7倍を超えないこと。

4 許可の更新又は変更の状況

平成16年1月6日 新規許可

令和6年3月21日 更新許可

令和6年6月26日 変更届 (栄町の事業場の追加)

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 存・無

(以下余白)

産業廃棄物の種類

ア 破碎による中間処理に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く。）、
 - (イ) 紙くず、(ロ) 木くず、(ハ) 繊維くず、(ニ) ゴムくず、
 - (ホ) 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く。）、
 - (ヘ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く。）、(ヒ) がれき類
- （これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 圧縮による中間処理に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、(イ) 紙くず、(ロ) 繊維くず、
 - (ハ) ゴムくず、(ニ) 金属くず（自動車等破碎物を除く。）、
 - (ヘ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、
- （これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

ウ 破碎・溶融による中間処理に係るもの

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び特別管理産業廃棄物を除く。）

エ 破碎・圧縮固化による中間処理に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、(イ) 紙くず、(ロ) 木くず、
 - (ハ) 繊維くず
- （これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

オ 圧縮固化による中間処理に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、(イ) 紙くず、(ロ) 木くず、
 - (ハ) 繊維くず
- （これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

(以下余白)

許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所	
破碎施設 (施行令第7条第7号及び 第8号の2) (平成23年12月27日、 第23-1-395号)	廃プラスチック類 37.5 t/日 (2.68 t/時×14時間) 紙くず 31.2 t/日 (2.23 t/時×14時間) 木くず 74.2 t/日 (5.3 t/時×14時間) 繊維くず 29.1 t/日 (2.08 t/時×14時間) ゴムくず 54.1 t/日 (3.86 t/時×14時間) 金属くず 91.4 t/日 (6.53 t/時×14時間) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 80.9 t/日 (5.78 t/時×14時間) がれき類 119.8 t/日 (8.55 t/時×14時間) (平成25年2月27日)	1		
破碎・ 圧縮 固化 施設	破碎施設 (施行令第7条第7号 及び第8号の2) (令和元年6月12日、 第2019-1-491号)	廃プラスチック類 102.7 t/日 (7.34 t/時×14時間) 紙くず 114.1 t/日 (8.15 t/時×14時間) 木くず 209.1 t/日 (14.94 t/時×14時間) 繊維くず 51.3 t/日 (3.67 t/時×14時間) ゴムくず 123.6 t/日 (8.83 t/時×14時間) 金属くず 161.1 t/日 (11.51 t/時×14時間) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 211.1 t/日 (15.08 t/時×14時間) がれき類 237.7 t/日 (16.98 t/時×14時間) (令和2年2月21日)	1	千葉県白井市 神々廻字大木戸 1661番1 の一部、 1661番2 の一部 1664番1、 1665番1、 1669番1、 1670番1
	圧縮固化施設	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず 32.2 t/日 (2.3 t/時×14時間) (令和2年2月21日)	1	
	圧縮固化施設	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず 32.2 t/日 (2.3 t/時×14時間) (令和4年4月27日)	1	
破碎施設 (廃蛍光ランプ) (条例第12条第1項第2号) (平成23年12月27日、 第23-20-1-154号)	廃蛍光ランプ 4.3 t/日 (0.31 t/時×14時間) (平成25年2月27日)	1		

(以下余白)



許可証別紙 3

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所	
破砕・溶融施設	廃プラスチック類 4.0 t/日 (0.28 t/時×14時間) (平成25年2月27日)	1	千葉県白井市 神々廻字大木戸 1661番1 の一部、 1661番2 の一部 1664番1、 1665番1、 1669番1、 1670番1	
圧縮施設	廃プラスチック類 91.1 t/日 (6.51 t/時×14時間) 紙くず 100.1 t/日 (7.15 t/時×14時間) 繊維くず 46 t/日 (3.29 t/時×14時間) ゴムくず 130 t/日 (9.29 t/時×14時間) 金属くず 275.9 t/日 (19.71 t/時×14時間) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 250.3 t/日 (17.88 t/時×14時間) (平成25年2月27日)	1		
処理前物の 保管施設	木くずの保管施設 No. 26-1	78 m ² 70 m ³		1
	廃プラスチック類の 保管施設 No. 10	56 m ² 44 m ³		1
	受入廃棄物保管施設 (混合廃棄物) No. 9-1	108 m ² 164 m ³		1
	受入廃棄物保管施設 (混合廃棄物) No. 9-2	43 m ² 80 m ³		1
	受入廃棄物保管施設 (混合廃棄物) No. 22-1	43 m ² 81 m ³		1
	廃プラスチック類、紙くず、 繊維くずの保管施設 No. 22-2	43 m ² 81 m ³		1
	廃プラスチック類の 保管施設 No. 22-4	43 m ² 81 m ³		1
	廃プラスチック類、紙くず、 繊維くず、ゴムくず、金属 くず、ガラスくず、コンク リートくず及び陶磁器くず の保管施設 No. 11	55 m ² 30 m ³		1

(以下余白)



許可証別紙4

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
処理 前物 の 保 管 施 設	受入廃棄物保管施設 (混合廃棄物) No. 12-1	416 m ² 649 m ³	1	千葉県白井市 神々廻字大木戸 1661番1 の一部、 1661番2 の一部 1664番1、 1665番1、 1669番1、 1670番1
	受入廃棄物保管施設 (混合廃棄物) No. 12-2	49 m ² 28 m ³	1	
	受入廃棄物保管施設 (混合廃棄物) No. 12-3	12 m ² 36 m ³	1	
	受入廃棄物保管施設 (混合廃棄物) No. 12-4	40 m ² 122 m ³	1	
	受入廃棄物保管施設 (混合廃棄物) No. 12-5	40 m ² 122 m ³	1	
	受入廃棄物保管施設 (混合廃棄物) No. 12-6	33 m ² 99 m ³	1	
	廃蛍光灯の保管施設 No. 19-1	7.0 m ² 1.5 m ³	1	
	廃プラスチック類の保管施設 No. 23-1	19 m ² 19 m ³	1	
	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、 金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び 陶磁器くずの保管施設 No. 23-2	14 m ² 14 m ³	1	
	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、 金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び 陶磁器くずの保管施設 No. 23-3、No. 23-4、No. 23-5	14 m ² 21 m ³	3	
	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、 金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び 陶磁器くずの保管施設 No. 23-6	17 m ² 24 m ³	1	
	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、 金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び 陶磁器くずの保管施設 No. 23-7	18 m ² 27 m ³	1	
	金属くずの保管施設 No. 23-8、No. 23-9	18 m ² 27 m ³	2	
	受入廃棄物保管施設 (混合廃棄物) No. 25	90 m ² 70 m ³	1	

(以下余白)

許可証別紙 5

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
処理前物の保管施設	受入廃棄物保管施設 (混合廃棄物) No. 28	480 m ² 1,680 m ³	1	千葉県白井市 神々廻字大木戸 1661番1 の一部、 1661番2 の一部 1664番1、 1665番1、 1669番1、 1670番1
	分別後の残さ物保管施設 No. 24-1	6.8 m ² 8.0 m ³ (コンテナ1個)	1	
	分別後の残さ物保管施設 No. 24-2	14 m ² 18 m ³	1	
	分別後の残さ物保管施設 No. 24-3	21 m ² 27 m ³	1	
処理後物の保管施設	廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、 ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の保管施設 No. 9-3	36 m ² 32 m ³ (コンテナ4個)	1	
	廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、 ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の保管施設 No. 14	47 m ² 87 m ³	1	
	廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、 ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の保管施設 No. 15-1	50 m ² 93 m ³	1	
	廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、 ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の保管施設 No. 15-2	40 m ² 40 m ³	1	
	廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、 ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の保管施設 No. 15-3	6.8 m ² 8.0 m ³ (コンテナ1個)	1	
	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くずの 保管施設 No. 16	55 m ² 30 m ³	1	
	圧縮固化物の保管施設 (破碎・圧縮固化施設) No. 17-1	42 m ² 58 m ³	1	
	圧縮固化物の保管施設 (破碎・圧縮固化施設) No. 17-2	110 m ² 184 m ³ (コンテナ92個)	1	

(以下余白)

許可証別紙6

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
処理 後物 の 保 管 施 設	圧縮固化物の保管施設 (破砕・圧縮固化施設) No. 17-3	188 m ² 490 m ³	1	千葉県白井市 神々廻字大木戸 1661番1 の一部、 1661番2 の一部 1664番1、 1665番1、 1669番1、 1670番1
	廃プラスチック類の保管施設 No. 18	20 m ² 60 m ³	1	
	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くず (廃蛍光ランプの破砕物) の保管施設 No. 19-2	7.0 m ² 3.8 m ³ (ドラム缶19本)	1	
	紙くずの保管施設 No. 21-1	12 m ² 16 m ³ (コンテナ2個)	1	
	金属くずの保管施設 No. 21-2	18 m ² 24 m ³ (コンテナ3個)	1	
	金属くずの保管施設 No. 21-3	24 m ² 32 m ³ (コンテナ4個)	1	
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器 くず、紙くず(石膏ボード)の保管施設 No. 21-4	6.8 m ² 8.0 m ³ (コンテナ1個)	1	
	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器 くず、がれき類の保管施設 No. 22-3	43 m ² 81 m ³	1	
	廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、 ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリ ートくず及び陶磁器くず、がれき類の保管施設 No. 22-5	43 m ² 80 m ³	1	
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず の保管施設 No. 26-2	6.8 m ² 8.0 m ³ (コンテナ1個)	1	
	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴム くず、金属くず、ガラスくず、コンクリ ートくず及び陶磁器くずの保管施設 No. 27	43 m ² 79 m ³	1	
	廃プラスチック類の保管施設 No. 29	18 m ² 24 m ³ (コンテナ3個)	1	

(以下余白)

許可証別紙 7

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
破碎施設 (施行令第7条第7号及び 第8号の2) (令和5年12月13日、 第2023-1-534号)		廃プラスチック類 176.16 t/日 (7.34 t/時×24時間) 紙くず 195.84 t/日 (8.16 t/時×24時間) 木くず 359.04 t/日 (14.94 t/時×24時間) 繊維くず 80.16 t/日 (3.34 t/時×24時間) 金属くず 276.48 t/日 (11.52 t/時×24時間) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 362.16 t/日 (15.09 t/時×24時間) がれき類 408.00 t/日 (17.00 t/時×24時間) (令和6年6月24日)	1	千葉県印旛郡 栄町矢口神明 一丁目3番1、 3番2、4番1、 4番7
圧縮固化施設		廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず 55.2 t/日 (2.3 t/時×24時間) (令和6年6月24日)	1	
処理 前物 の 保 管 施 設	廃プラスチック類、紙くず、 木くず、繊維くずの保管施設 (RPF原料) No. 6	240 m ² 250 m ³	1	
	廃プラスチック類、紙くず、 木くず、繊維くずの保管施設 (RPF原料) No. 8	236 m ² 224 m ³ (8 m ³ コンテナ28台)	1	
	金属くず、ガラスくず、コ ンクリートくず及び陶磁器 くず、がれき類の保管施設 No. 9	16 m ² 16 m ³ (8 m ³ コンテナ2台)	1	
	金属くずの保管施設 No. 10	8.4 m ² 8.0 m ³ (8 m ³ コンテナ1台)	1	
	木くずの保管施設 No. 17	8.4 m ² 8.0 m ³ (8 m ³ コンテナ1台)	1	
	廃プラスチック類、紙くず、 木くず、繊維くずの保管施 設 (RPF原料) No. 21	201 m ² 192 m ³ (8 m ³ コンテナ24台)	1	

(以下余白)

許可証別紙 8

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
処理 後物 の 保管 施設	RPF製品の保管施設 No. 7	70 m ² 46 m ³	1	千葉県印旛郡 栄町矢口神明 一丁目3番1、 3番2、4番1、 4番7
	金属くず、ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず、がれき類の保管施設 No. 11	16 m ² 16 m ³ (8 m ³ コンテナ2台)	1	
	金属くずの保管施設 No. 12	8.4 m ² 8.0 m ³ (8 m ³ コンテナ1台)	1	
	廃プラスチック類、紙くず、木くず、 繊維くずの保管施設 No. 14	2.1 m ² 2.0 m ³ (フレコンバッグ2個)	1	
	木くずの保管施設 No. 20	8.4 m ² 8.0 m ³ (8 m ³ コンテナ1台)	1	
	RPF製品の保管施設 No. 22	252 m ² 326 m ³	1	

(以下余白)

